

神岡小学校いじめ防止基本方針

神岡小学校生徒指導部

(1) いじめ防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

具体的には、

- ・冷やしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品（含ゲーム）を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、されたりする。
- ・インターネット上で誹謗中傷や嫌なことを書かれる。

と考える。そこで、いじめ防止のために全教職員で、いじめを見過ごさない雰囲気づくりに努めたり、児童一人一人の自己有用感を高めて自尊感情を育む教育活動を推進したりすることに心がけ、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組む。

いじめがあった場合は適切かつ迅速に対処するため、神岡小学校いじめ防止基本方針を定める。

(2) 未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校・どの学級でも起こりうるという基本認識に立ち、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みを実践する。

児童に対しては、「いじめは決して許されない」こと、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認めてお互いの人格を尊重し合える態度、そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していること、いじめを見たらやめさせたり、先生や他の友達に知らせたりする行動をとることの大切さを理解させる。

①学級経営の充実

- ・ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「学校生活アンケート」や Hyper-QU 検査結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。そして、職員研修で共通理解を図る。
- ・分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- ・特別な支援が必要な児童の特性を理解し、配慮する。

②道徳教育の充実

- ・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

③縦割り班活動等体験活動の実施

- ・あったかグループ（縦割り）活動を通して、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- ・学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

④読書活動の充実

- ・読書の時間やボランティアによる読み聞かせの時間を設定し、好きな本に親しみ、心を耕す。

④学校相互間の連携協力体制の整備

- ・中学校や、すくすくだけっこ園と情報交換や交流学习を行う。

⑤保護者との連携

- ・保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

⑥外部専門家を招いての授業、職員研修

- ・外部講師を招いて年一回情報モラルの授業を行う。また、大仙市フレッシュカウンセラーを招いて職員へ講義をしてもらい、いじめに関する研修を深める。

(3) 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することと考える。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて敵的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

①朝・帰りの会や授業中などの観察：出席をとるときの声、表情。健康観察、保健室等での様子

②個人面談の実施：教育相談週間を設定（7月、12月）

③児童アンケートの実施（5月、12月）

④学級力アンケート（7月、12月）

⑤QUによる学級生活状況調査（6月）

⑥職員会議毎に児童理解の会を行い、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(4) いじめに対する措置

いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決するようなことはしないという基本姿勢のもと、具体的に下のように対応する。

①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し（生徒指導委員会を開いて協議し）、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、その児童・保護者に対する支援をする。いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導し、その保護者への助言をする。

③傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であることを指導する。

- ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤いじめられている児童の心の傷を癒やすために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭と連絡を取りながら指導を行っていく。
- ⑥「重大事態」と考えられる場合は、「いじめ防止対策推進法」に則して、緊急いじめ対策委員会（後述）を開くとともに、大仙市教育委員会に指導・助言を求め組織的に対応していく。また、法に抵触すると考えられる場合によっては大仙警察署へ通報し対応等の相談をする。

○重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」より）

- ア：いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ：いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ：児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(5) ネット上のいじめへの対応

全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。保護者に対しては PTA 等でネット犯罪、いじめに関する情報を提供し、注意を呼びかける。

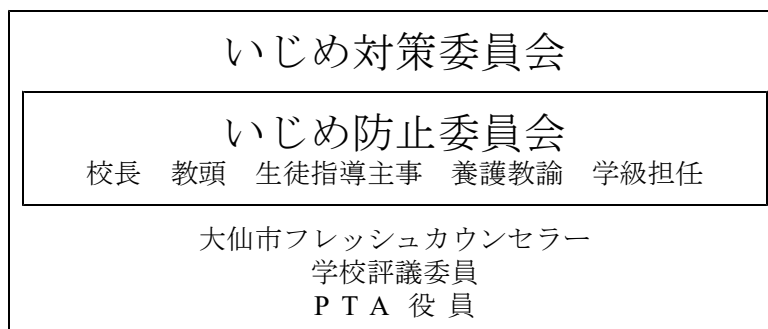
(6) いじめに関する委員会

・いじめ防止委員会

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任からなる、いじめ防止等の対策のための委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、この委員会が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを担任一人が抱え込まずに全てこの委員会に報告することとする。集められた情報は個別に記録し、閲覧できるようにするが、セキュリティに留意する。

・いじめ対策委員会

いじめ防止委員会にていじめと判断された場合は、前述の委員会の他に大仙市フレッシュカウンセラー、学校評議委員、PTA 役員を含めた「いじめ対策委員会」を発足し、協議と対応にあたる。



(7) いじめ防止等に関する年間指導計画

	行事・研修等	校内生活の目標	早期発見の取組	諸機関との連携
四月	<ul style="list-style-type: none"> ・新任式、始業式 ・1年生を迎える会 ・PTA授業参観 	<ul style="list-style-type: none"> ・めあてを決めよう ・あいさつがひびきあう学校にしよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の児童の実態把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の授業参観と懇談会 ・地域連絡協議会
五月	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練 ・チャレンジデー 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内のルールを守ろう 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童アンケート ・個々の児童の実態把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働本部会議 ・福祉教育連絡会
六月	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行 ・保呂羽山宿泊体験 	<ul style="list-style-type: none"> ・めあてに向かってがんばろう 	<ul style="list-style-type: none"> ・QU テストの実施による児童の実態把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童員との会
七月	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術鑑賞 ・PTA授業参観日 ・夏休み前集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み前の振り返りをしよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級力アンケート ・個人面談実施 ・教育相談、保護者面談を通しての児童理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の参観と懇談会 ・学校評議員会 ・神岡地域会議
八月		<ul style="list-style-type: none"> ・時間を守り進んで行動しよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み後の様子の観察と指導 ・個々の児童の実態把握 	
九月	<ul style="list-style-type: none"> ・学習発表会 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分のよさを生かして役割をやり遂げよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の児童の実態把握 	
十月	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会 ・なべっこ会 ・後期始業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・おもいやりと感謝の気持ちで行動しよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の児童の実態把握 	
十一月	<ul style="list-style-type: none"> ・花壇片づけ ・避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・係や当番の役割を責任をもってがんばろう 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の児童の実態把握 	
十二月	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA授業参観日 ・冬休み前集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・礼儀正しく落ち着いた生活をしよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童アンケート ・保護者学校評価 ・気になる児童への教育相談 ・個々の児童の実態把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の参観と懇談会
一 ・ 二月	<ul style="list-style-type: none"> ・スキー学習 ・PTA授業参観日 ・入学説明会 	<ul style="list-style-type: none"> ・寒さに負けずに元気に過ごそう 	<ul style="list-style-type: none"> ・休み中の実態把握 ・気になる児童への教育相談 ・個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の参観と懇談会
三月	<ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 ・卒業式 ・修了式 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間のまとめをし、お世話になった人や物に感謝しよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・進学、進級に伴う確実な引き継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中情報交換会 ・園小情報交換会